

自治の基本原則

7月12日

委員作成資料

(1) 参加及び協働の原則(済)

(2) 情報共有の原則(済)

(3) 法令の自主解釈

国と市は行政面では対等であり、国が定めた法令でも市が自主的に解釈できる

① 規制「上のせ条例」 (公害規制法よりも厳しい基準、罰則)

② 給付「上づみ条例」 (健康保健法を上まわる給付)

③ 事務執行上の運用解釈 (住民基本台帳の第三者閲覧の規制)

市民の生活に係わる法令を解釈する場合は、市民の生活を守り、福祉を向上させることを第一義にして解釈及び運用を行う

(4) 財政自治の原則

平成18年度税制改正により「国から地方への税源移譲」が実現
市が自由に使える財源が増大(別紙参照)

○市は自らの権限と責任で財源を確保し、真に必要とされる行政サービスを自主的かつ効率的に実施する。

○市民のニーズに対応した、ムダのない行財政運営を実施し、活力ある社会を実現する。

(5) 対等及び協力の原則

機関委任事務の廃止(平成11年地方自治法の改正)

国と自治体、都道府県と市町村の行政面での対等の原則

○市は国及び県と対等の立場で協力する

○近隣の市町村との協力も大事(環境、福祉)

住民投票制度

- (1) 諮問型か拘束型か
- (2) 常設型か非常設型か
- (3) 投票資格
何歳以上か
外国籍の住民は
- (4) 請求主体
- (5) 除外事項
- (6) その他必要な事項は条例で定める